

行政書士登録・入会について

香川県行政書士会・香川県行政書士政治連盟

申請受付時間…平日 9 時～11 時 30 分 13 時～16 時 (12～13 時はお昼休みとなります)

●申請方法……………下記書類及び諸経費(入会金・登録手数料)登録免許税収入印紙)を登録者本人が持参してください。

事前に事務局まで電話予約の上、ご来局ください。 ☎087-866-1121

※ 登録申請後、事務所の現地調査を行いますので、手続完了までに1ヶ月半～2ヶ月ほど要します。登録・入会の手続が完了しましたら、登録証交付及び説明会のご案内を郵便にてお送り致します。

(書類提出時に必要な費用)

- 入会金……………150,000円
- 登録手数料… 25,000円
- 登録免許税… 30,000円(収入印紙)

※収入印紙は事務局では販売しておりませんので、予めご用意して下さい。

(提出書類) ※記載が自筆の場合はコピー不可

1. 行政書士登録申請書 (2部)
2. 履歴書(顔写真貼付) (2部)
3. 誓約書 (2部)
4. 香川県行政書士会入会届(1部) ※申請時にお預かりします。日付は空白でお願いします。
5. 職印届(1部) ※申請時にお預かりします。氏名のみご記入ください。
登録申請書などの訂正の際は、申請印で捨印を頂くため、念のためご持参下さい。

(添付書類)

1. 行政書士となる資格(法第2条各号)を証する書面

- ① 第1号(行政書士試験合格者)は行政書士試験合格証の写し(原本持参のこと)
- ② 第2号～第5号(弁護士・弁理士・公認会計士・税理士)は各所属会の登録されていることの証明書原本(事務所所在地記載のもの・発行3ヶ月以内のもの)
- ③ 第6号(国家公務員等行政事務歴による資格者)は、行政事務歴を証する職歴証明書(行政事務担当期間が17年もしくは20年以上)の証明書等が必要。ただし、17年以上20年未満の方は、高校卒業以上の証明書の提出が必要
※行政事務で登録される方は、登録手続の前に資格事前調査を受けられること
をお勧めします。事前にご相談下さい。

2. 住民票 本籍地の記載された住民票の写し(外国人であるときは住民票の写し及び有効な在留資格を証する書面(在留カード又は特別永住者証明書)の写し)(提出の日3ヶ月以内に交付を受けたもの)

※住民票の写しについては、複写機によるコピーは不可。

※マイナンバー(個人番号)の記載がないものをご提出ください。

3. 本籍地の市区町村長が発行する身分証明書

※『破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者』である旨の証明のみで結構ですが、自治体において『禁治産者又は準禁治産者に該当しないこと』と併せた証明しか発行していない場合は、その身分証明書を添付してください。

※2、3は提出の日前3ヶ月以内に交付を受けたものをご提出下さい。

※ " 提出には原本とコピー各1通ずつご提出下さい。

※以下4の確認書面は一部ずつご提出下さい。

4. 事務所の所在確認のための書面

①事務所の所有権を証する書面

(個人開業で住所地と事務所所在地が同一の場合は不要。ただし、申請者本人の所有でない場合は使用承諾書が必要)

ア. 事務所とする建物が自己及び親族の所有である場合

- a. 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)
- b. 建物所有者である親族から申請者に対して行政書士事務所として使用することの「使用承諾書」等

イ. 事務所とする建物が他人の所有である場合

- a. 建物の所有者と賃貸借、使用貸借契約をする場合
 - (1) 建物登記簿謄本又は家屋課税台帳事項証明書
(建物所有者の住所、氏名の記載のあるもの)
 - (2) 建物所有者と使用者の間で取り交わされた「賃貸契約書」
- b. 賃貸借人から転貸借する場合
 - (1) 賃貸借人と転貸借人の間で取り交わされた「転貸借契約書」の写し、又は「使用承諾書」
 - (2) 賃貸借人が申請者に転貸することについての建物所有者の「使用承諾書」
- c. 貸借契約に基づき、他の行政書士、その他の士業者と同一室内に事務所を設ける場合は、上記書類のうち必要なもののほか、共同・合同事務所届出書
※建物が新築後で、登記も未済、市町村の家屋課税台帳にも登録されていない場合には「建物確認通知書」又は「建築検査済証」の写し

②事務所位置図及び平面図

- a. 位置図 (目標となる最寄りの駅、停留所等からの事務所予定地までの略図)
- b. 平面図 (建物間取り図)
 - (1) 類似士業の合同事務所等複数の事務所が同居するような場合には、当該申請者の位置が確認できる平面図
 - (2) 法人等の建物内に行政書士事務所を設置する場合には、行政書士業務を行う事務所としての独立性が確保されていないと法の趣旨に反するので、行政書士事務所としての位置、区画、入口等が明確に区分された形態になっており、内部の事務機器の配置の確認できる事務所設置見取り図

③事務所の外観及び内部を示す写真

- a. 事務所の外観（事務所のある建物全体の写真及び入り口付近で表札の掲示場所を表示した写真2枚）
- b. 事務所の内部（事務機器の配置がわかる写真2枚）

※事務所写真一覧にのりで貼ること

5. 行政書士とはべつに他の資格を保有（司法書士、海事代理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、建築士、土地家屋調査士、測量士等）され、開業されている場合には、行政書士事務所と他士業の事務所が同一であることの証明ができる書類が必要となります。証明書類は、該当する資格業の会員証等（事務所所在地の記載があるもの）の写しを提出してください。

6. 顔写真3枚（縦 3.0 cm × 横 2.5 cm）注）裏面に氏名・撮影日記載のこと・履歴書用2部を除く【計5枚】

（カラー・無帽・正面上半身・無背景・裏面に氏名・撮影日記入）

香川県行政書士政治連盟（提出書類）

香川県行政書士政治連盟加入申込書（1部）

香川県行政書士政治連盟は、香川県行政書士会とともに行政書士の地位向上・職域拡大に努めています。

・行政書士の業務範囲は行政書士法によって規定されています。行政書士法は議員立法で成立したため、その改正についても議員立法での全会一致で行うことが慣例となっています。そのため政治連盟の活動は、すべての政党、会派に等しく働きかけるもので、特定の政党、会派に偏るものではありません。

・また、国以外でも、県・市町村議会等への政策の提言、行政書士の活用、制度の推進・拡充の要望等を行っています。

・香川県行政書士政治連盟は、決してみなさまに加入を強制するものではありませんが、その活動の成果は等しく全会員に及ぶ等の理由から、香川県行政書士会会員の全員加入を目指しています。

（会費納入について）

本会会費・・・75,000円（年間）

政治連盟会費・・・6,000円（年間）

政治連盟会費は、口座振替はありません。

会費のお支払いについては、毎年、第1期（4月～7月分）、第2期（8月～11月分）第3期（12月～3月分）となります。新規入会者につきましては入会月より会費が発生いたしますので、入会后1回目は現金にて納入いただきます。その後は、口座振替にて納入をお願いしています。申込用紙は、登録完了後の通知とともにお送りいたします。

口座振替月・・・第1期（4月下旬）、第2期（8月下旬）、第3期（12月下旬）

(その他)

行政書士徽章（バッジ）につきましては、登録証交付式の際お渡し致します。

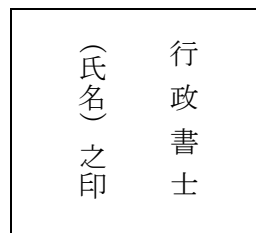
(行政書士職印届について)

- ・ 日本行政書士会連合会において登録が完了しましたら、香川県行政書士会事務局より登録・入会完了のご連絡を行いますので、その後調製して下さい。
- ・ 職印の調製に関しましては、日本行政書士会連合会会則第81条様式1によります。

(参考) 規定されていませんが、文字・サイズについては以下のものが多い。

文字…縦書き「行政書士〇〇〇(氏名)之印」

サイズ…15mmから20mm



(株) 全行団 職印業者 (直接お問い合わせ下さい)

電話 03-6450-1622 FAX 03-6450-1623

※インターネット確認いただけます。 <https://www.zengyodan.co.jp/>

これ以外にも地元業者をご利用いただいても結構です。

登録申請に関してのお問い合わせ

香川県行政書士会事務局
〒761-0301 高松市林町 2217-15
香川産業頭脳化センター4階 407号
電話 087-866-1121
FAX 087-866-1018